

平成31年度 I 期 選 抜 募 集 要 項



福島県立原町高等学校

〒975-0014 福島県南相馬市原町区西町三丁目380番地
TEL(0244)23-6196 FAX (0244)23-7909

1 募 集 定 員

全日制の課程普通科募集定員(160名)の25%程度とする。

2 出 願 資 格

下記(1)又は(2)に該当する者で、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込みの者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 通学区域は、「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 志 願 して ほしい 生徒

本校では、未来をひらく豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を目指し、一人ひとりが主体的に学習する力を育てるための教育活動を行っている。そのため、次のいずれかを満たす生徒を求める。

(1) A型(学業)

学業成績が極めて優秀で、入学後も明確な進学目的を持って意欲的に学習に取り組み、学校生活において他の生徒の模範となれる者(特進クラスに入ることを希望する者)

(2) B型(スポーツ)

学業成績が優秀で、中学校の部活動等において優れた資質・実績等を有する者で、本校でも3年間その活動に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮できる者

ただし、陸上競技(男女)、野球(男)、バレーボール(女)、バドミントン(男女)、バスケットボール(男女)の部活動に限る。

4 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出 願 に 必 要 な 書 類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
- ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
- ③ 志願理由書(本校において作成したもの)
ただし、B型(スポーツ)志願者は裏面に実績報告書(本校において作成したもの)を付けること
- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書(上記①に同じ)
- ② 志願理由書(上記③に同じ)
- ③ 健康診断書(平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの)
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ⑤ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの)
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

6 出 願 期 間 及 び 願 書 受 付

(1) 出願期間 平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、392円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、平成31年1月22日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

- (4) 受験票及び入学検定料納付済証明書は、願書受付時に交付する。出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておくこと。
- (5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、あるいは所定の手続きを経ないで他通学区域から出願したときは、入学願書受付を取り消すことがある。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(県所定様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。郵送の場合には、1月22日(火)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(県所定様式)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された志願理由書、調査書の審査結果及び面接の結果を資料として、さらに小論文または実技等の結果を併せて資料として選抜を行う。

- (1) 志願理由書
本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。
- (2) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は35点満点として、合計170点満点とする。
- (3) 面接
個人面接を実施する。
A型(学業)の志願者に対する面接の内容には、中学校における数学の学習活動の成果を問う内容を含む。面接については、点数化する。
B型(スポーツ)の志願者に対する面接の内容には、中学校における活動実績等を問う内容を含む。面接については、点数化する。
- (4) 小論文
A型(学業)の志願者に対して小論文(国語および英語)を実施する。ある資料をもとに、内容に関する設問に答えたり、自分の意見などをまとめたりする小論文とする。小論文については、点数化する。
- (5) 実技
B型(スポーツ)の志願者に対して実技を実施する。実技については、点数化する。

10 面接・小論文・実技の日時及び会場

- | | | |
|------------|--|-------------|
| (1) 期 日 | A型(学業) 平成31年1月31日(木) | 小論文・面接 |
| | B型(スポーツ) 平成31年2月1日(金) | 面接・実技 |
| (2) 会 場 | 福島県立原町高等学校 | |
| (3) 日 程 | 1月31日(木) | |
| | ① 受付(生徒昇降口) | 8時20分～8時50分 |
| | ② 点呼・諸注意 | 8時50分～9時00分 |
| | ③ 小論文/面接 | 9時00分～ |
| | 2月1日(金) | |
| | ① 受付(生徒昇降口) | 8時20分～8時50分 |
| | ② 点呼・諸注意 | 8時50分～9時00分 |
| | ③ 面接/実技 | 9時00分～ |
| (4) 持参するもの | 受験票・筆記用具・上ばき・下ばきを入れる袋・昼食(必要に応じて)
※携帯電話・スマートフォン等の通信機器は持ち込まないこと。
※B型(スポーツ)の志願者は、別紙「平成31年度I期選抜B型(スポーツ)実技試験について」により必要なものを準備し、持参すること。 | |

11 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
- ① 平成31年2月5日(火)正午以降に、選抜結果を当該中学校長に通知する。
- ② 合格内定者には、I期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。
- ③ 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(県所定様式)を当該中学校長を通して、平成31年2月7日(木)から2月12日(火)正午までに本校校長に提出する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 平成31年2月5日(火)正午以降に、Ⅰ期選抜合格内定通知書を交付する。
- ② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を平成31年2月7日(木)から2月12日(火)正午までに本校校長に提出する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

12 合格者発表

- (1) 入学確約書の提出があった者については、平成31年3月14日(木)正午以降に、合格者として本校において発表する。(Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に行う。)
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

13 その他

(1) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

① 中学校卒業後及び卒業見込みの者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(県所定様式)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(県所定様式)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

- (2) 「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(入学検定料納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。
- (3) Ⅰ期選抜で不合格になった者が、Ⅱ期選抜又はⅢ期選抜に出願するときは、新たに所定の出願書類を提出する。
- (4) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(県所定様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。